

横瀬町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月
横瀬町教育委員会

目次

ページ

I 業務量管理・健康確保措置実施計画の概要	2
II 基本的な考え方	3
1 計画の趣旨	3
2 本町の現状	4
3 課題	4
4 目標（計画の期間）	4
5 目標達成に向けた4つの視点	5
6 取組の評価及び検証	5
III 横瀬町立学校における目標達成に向けた4つの視点と主な取組 （実施する業務量管理・健康確保措置の内容）	5
（1）教育職員の業務の適正化・効率化	5
（2）教育職員の健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進	7
（3）保護者や地域の理解と連携の促進教職員の健康を意識した働き方の推進	7
（4）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	8
（5）関連する取組、今後のフォローアップについて	8
参考資料（用語の解説）	9

I 業務量管理・健康確保措置実施計画の概要

計画の趣旨（目的）と現状

1 計画の趣旨（目的）

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する。

2 本町の現状

（令和6年度「令和7年3月」）〔 〕内は令和5年度「令和6年3月」

① 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合（土日の部活動指導等含む）

【小学校】	0.0%	【中学校】	0.0%
	[0.0%]		[22.2%]

② 年間の時間外在校等時間が360時間を超える教員の割合（土日の部活動指導等含む）

【小学校】	31.8%	【中学校】	55.6%
	[41.7%]		[50.0%]

3 課題

○教員が心身ともに健康（心と体の健康）であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することができる時間を確保し、また児童生徒と接する時間を確保することが課題である。今後さらに教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。そのため教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。

4 目標（令和8年度～令和11年度）

本計画において達成する目標を以下のとおりとする。

（1）時間外在校時間に関する目標

① 時間外在校等時間

月45時間以内、年360時間以内の教職員の割合を令和9年度までに100%にする。

② 教育職員の1箇月、月時間外等時間を平均30時間程度に削減する。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標（ウェルビーイング）

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

① 年間の年次有給休暇の平均取得数を20日以上にする。（16日は令和7年度数値）

- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0.0%にする。(6.98%)
- ③ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

5 目標達成に向けた視点

- (1) 教育職員の業務の適正化・効率化
- (2) 教育職員の健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進
- (3) 保護者や地域の理解と連携の促進教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

6 取組の評価及び検証

- ① ICカードによる教職員の時間外在校等時間の客観的な把握をし、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- ② 業務改善推進コーディネーター研修の成果を職場環境等の改善に活かし、またその効果を分析する。「横瀬町負担軽減委員会(教頭会)」で、その情報を共有する。
- ③ ストレスチェックの分析と結果
- ④ 教育職員アンケート等(働きがい等に関する質問項目)の実施と分析・結果

II 基本的な考え方

1 計画の趣旨(目的)

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する。

埼玉県教育委員会では、働き方改革の更なる推進に向けて「学校における働き方改革基本方針」を改定した。これまでも「学校における働き方改革基本方針」に基づく各取組を通じて、教職員の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの改善、子供たちと向き合う時間の確保などに一定の成果を上げてきたが、目標の達成には、いまだ至っていない状況である。

今後は、目標達成に向けた取組を充実させるとともに、教職員にとって働きやすい、働きがいのある職場環境の確立を目指して。教職員の働き方改革を更に推進し、より効果的なものにする事で、子供たちへのよりよい教育を実現することと考える。

横瀬町の「業務量管理・健康確保措置実施計画」においても、働き方改革の目的を、「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」とし、子供たちのための働き方改革であることを明確にした。

また、「時間外在校等時間」に加え「ウェルビーイング」についても目標に掲げている。これらは、県、市町村と学校が一体となって働き方改革に取り組むことで、より実効性のあるものになると考える。

横瀬町教育委員会としても、「日本一働きやすい」、「横瀬町の先生になりたい」と言われる町を目指し、各取組を進めて行く。

それに加え、平成29年3月に学習指導要領の改訂、令和2年4月小学校で全面実施、令和3年4月中学校で全面実施により、学校には学習指導要領のねらいや社会からの要請を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されている。

その実現には、教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教員が心身ともに健康で、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念できるよう学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

このため、横瀬町教育委員会では、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の下、教職員の意識改革、業務改善を確実に進め、「お互いに尊重し、たくましく・楽しく、生きる力を育む」横瀬町教育振興基本計画の目標の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図っていく。

2 本町の現状

令和6年度「令和7年3月」 []内は令和5年度「令和6年3月」

①1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合（土日の部活動指導等含む）

【小学校】	0.0%	【中学校】	0.0%
	[0.0%]		[22.2%]

②年間の時間外在校等時間が360時間を超える教員の割合（土日の部活動指導等含む）

【小学校】	31.8%	【中学校】	55.6%
	[41.7%]		[50.0%]

小学校においては、基本的には学級担任制であり、一人の教師が担当する授業時数が多い傾向にある。児童在校中は授業だけでなく、登下校など安全面の指導や給食指導等を行っていることから、校務分掌業務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にある。

中学校においては、生徒一人一人に細やかな生徒指導や進路指導に関わる業務が多くなり、それに加え補習指導や部活動に関わる時間が長いことから、会議や授業準備の時間の確保が難しい状況にある。

3 課題

○教員が心身ともに健康（心と体の健康）であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することができる時間を確保し、また児童生徒と接する時間を確保することが課題である。

今後さらに教員一人当たりの業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。そのため教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。

GIGAスクール構想のさらなる充実に向け、学校ICTを活用した教育活動を推進

するためにも、「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保と職員の健康維持増進が必要であると考える。

4 目標（令和8年度～令和11年度）

本計画において達成する目標を以下のとおりとする。

（1）時間外在校時間に関する目標

① 時間外在校等時間

月45時間以内、年360時間以内の教職員の割合を令和9年度までに100%に

② 教育職員の1箇月月時間外等時間を平均30時間程度に削減する。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標（ウェルビーイング）

「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立

（カッコ内は令和7年度の数値）

① 年間の年次有給休暇の平均取得数を20日以上にする。（16日）

② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0.0%にする。（6.98%）

③ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）、「学校における働き方改革基本方針」令和7年4月1日～令和10年3月31日（埼玉県教育委員会令和7年4月改定）」を踏まえ、本町における目標を策定した。

令和6年度「令和7年3月」勤務時間調査の状況

① 1か月の時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合（土日の部活動指導等含む）

【小学校】100.0% 【中学校】100.0%

年間の時間外在校等時間が360時間以内の教員の割合（土日の部活動指導等含む）

【小学校】68.2% 【中学校】44.4%

② ウェルビーイングについては、今後、アンケート調査をする予定です。

5 目標達成に向けた4つの視点

(1) 教育職員の業務の適正化・効率化

(「役割認識」の実感、「オーバーワークではないこと」の実感、「チームワーク」の実感)

(2) 教育職員の健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

(「自己成長(新たな学び)」の実感、「リフレッシュ」の実感、「他者承認」の実感)

(「自己裁量」の実感、「良好な職場環境等」の実感、「孤独ではないこと」の実感)

(3) 保護者や地域の理解と連携の促進

(4) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

6 取組の評価及び検証

- ① ICカードによる教職員の時間外在校等時間の客観的な把握をし、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- ② 業務改善推進コーディネーター研修の成果を職場環境等の改善に活かし、またその効果を分析する。「横瀬町負担軽減委員会(教頭会)」で、その情報を共有する。
- ③ ストレスチェックの分析と結果
- ④ 教育職員アンケート等(働きがい等に関する質問項目)の実施と分析・結果

III 横瀬町立学校における目標達成に向けた4つの視点と主な取組

(1) 教職員の業務の適正化・効率化

教育条件整備

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。(学校・教委)第3学期に検討(小中連携推進委員会・教育課程編成委員会)
- 教員の持ち時間数の削減に向け、学校の実態・希望等を考慮し、専科指導加配・専科指導に係る非常勤講師等の拡充について、県に要望する。(学校・教委)教職員人事異動に係る教委ヒアリング10月・11月
- 児童生徒の実態を考慮し、小学校及び中学校での少人数学級編制を実施する。(学校・教委)
※「埼玉市町村立小・中学校学級編成基準」参照
- ICT活用の推進のため、学校からの問い合わせに対し、相談や研修を行う。(学校・教委)

専門職員等の配置

- 教員業務支援員。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員・学級支援員・学習指導員・学校事務員、校内教育支援センター支援員など、学校の実態・希望等を配慮し、支援スタッフの一層の充実に努める。(学校・教委) 会計年度職員の採用計画検討

デジタル技術を活用した校務の効率化

- 学習指導案や教材等の共有化を推進し、授業準備等の業務の効率化を図る。(学校)

※(事例:「ICTの活用事例集」)

教育委員会が主催する研修及び会議の見直し

- 町教育委員会が主催する会議や研修を精選し、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫を行う。

(教委検討)

- 町教育委員会や北部教育事務所の学校訪問について、過度な応対等は必要ない旨を指示し、訪問の際の資料等の簡略化を検討する。(学習指導案等の印刷・製本をせず、電子データでの提供とする。) 学校への送付文書や調査等の縮減の推進

- 学校への送付文書や調査を精選し、縮減に努める。(教委・学校) 通年

- 新たな施策や行事、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とする。(学校・教委) 通年

関係団体等が主催する行事の精選

- 関係団体等が主催する行事等の依頼・協力を精選し、教職員の負担軽減への理解を図る。(教委・学校) 通年

行政による学校問題解決のための支援体制の構築

- 学校の実態・状況を把握し、学校と町教育委員会との共通理解を通して支援をし、必要に応じて県教育局市町村支援部小中人事に配置されている「学校問題解決支援コーディネーター」を活用を検討する。(学校・教委) 通年

(2) 教育職員の健康・福祉の確保及び柔軟な働き方の推進

① 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 年次休暇や特別休暇を計画的に取得しやすい職場環境づくりを進める。(学校) 通年
- 週休日の振替等、教職員への周知や確実な実施を校長会議等で指示する。(教委・学校) 年度当初
- 教職員に「休暇等の案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、制度等の一層の理解を深める。(教委・学校) 年度当初
- 職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働しやすい職場環境づくりを目指す。(教委・学校) 年度当初
- 定期健康診断(8月)やストレスチェック(10月)を実施し、教職員自身によるストレスへのセルフケア(12月)と、職場環境の改善へとつなげる。(教委・学校) 継続中
- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。(教委・学校) 10月・12月

② 教職員の健康を意識した働き方の推進

教職員の健康管理の推進

- 教職員の健康管理推進のため、ICカードによる客観的な方法で在校等時間を把握する。(学校・教委) 通年 継続中
- 1箇月時間外在校時間等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を勧める。(学校・教委) 毎月
- 時間外在校等時間が長期化している教職員に対し、管理職が面談を行い、業務内容の見直しを図る等、適切な措置を講じる。(学校) 毎月
- 勤務間インターバルの確保のため学校に勤務間インターバルを適用する際の課題を整理し、推進する。(学校・教委) 通年
- 教育職員が11時間を目安とする勤務時間インターバルの確保に取り組むよう支援する。(学校・教委) 通年
- 睡眠時間の確保による健康づくりのため業務の見直し、休暇取得の推奨をする。(学校・教委) 通年
- 各校で「働き方改革推進委員会(カエル会議)」を実施し、「横瀬町負担軽減委員会(教頭会)」で検討し、町内小・中学校で取組事例を共有する。(学校・教委) 教頭会議・負担軽減委員会を年3回開催
- 業務改善推進コーディネーターの研修(県主催研修会年3回)の成果を学校内で生かし、職場環境や健康管理等に活かす。(学校・教委) 教頭会議・負担軽減委員会を年3回開催

労働安全衛生法に基づく職場改善

- 各学校で衛生推進者を選任し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制(学校の衛生委員会)を整備するよう働きかかす。(学校・教委) 年度当初

(3) 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 「横瀬町立学校にの教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について、保護者や地域の理解促進を図る。(学校・教委) 年度当初(保護者や地域への広報紙等の作成と発信)
- 学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むようにする。(学校) 年3回の開催
- 学校で行われる業前活動(部活動の朝練習を含む)について始業前には原則行わないようにする。(学校) 「横瀬中部活動に係る活動方針」

「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 月1回の「ふれあいデー」(毎月)の周知と定時退勤日の設定(定時退勤ウィークの設定・年1回の設定)を働きかけ、定時退勤しやすい環境を整備します。(学校・教委) 継続中
- 「学校閉庁日」を開校記念日・夏季休業中(リフレッシュウィーク8月11日～16日)・県民の日、年末年始の閉庁期間とし、計画的な休暇取得に取り組みます。また、緊急対応に支障が出ないよう緊急連絡先等についても周知します。(学校・教委) 継続中

(4) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。広報紙等などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。（教委・学校）啓発紙作成・配布・配信

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。（学校）通年
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。（学校・教委）通年

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 令和8年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。（教委）

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和11年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。（学校・教委）

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を配置する。（学校・教委）会計年度職員の採用計画検討

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー（町教委に配置・学校へ派遣）等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を50%とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。（学校・教委）通年

(5) 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、横瀬町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる福祉（ヤングケアラー、に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間とな

っている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

※参考資料（用語の解説）

時間外在校等時間

在校等時間から正規の勤務時間を引いた時間

※在校等時間とは、在校している時間から休憩時間と勤務時間外の自己研鑽等の時間を引いた時間
※在校等時間には、校外での引率、研修等を含む。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

勤務間インターバル

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

業務改善推進コーディネーター

本県が実施している「業務改善推進コーディネーター研修会」を受講し、学校内の働き方改革を推進するため、業務改善、時間外在校等時間の縮減など、学校全体の働き方をより良くするための活動を調整する役割を担っている教職員

※学校と教師の業務の3分類

（1）学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- ⑩校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- ⑫ 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- ⑬部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- ⑮ 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- ⑯ 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- ⑰学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- ⑱進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進